

避難支援行動要支援者名簿制度 よくある質問

1 制度について

Q1 どのように同意確認が行われますか？

- ・避難行動要支援者の対象になる方には、市から同意確認書が郵送で届きます。
- ・同意確認書が届いたら、必要事項を記入していただき、市に返送してください。

Q2 情報提供に同意すれば必ず災害時に支援をしてもらえますか？

- ・災害時には、市民一人ひとりの災害への取組（自助）、地域の取組（共助）、行政の取組（公助）が一体となって進めていくことが重要です。
- ・災害時には行政が可能な限り公的支援を行います。それだけでは限界があります。地域の方々からの支援についても避難支援の責任を負うものではなく、可能な範囲で支援をお願いするものです。
- ・日頃から「自分の身は自分で守る」という意識を持ち、隣近所の方々とコミュニケーションをとっておくことが大切です。

Q3 同意をしなかった場合、その後も同意はできませんか？

- ・不同意の返信をしたあとでも、同意に変更したいという意向をよりそい支援課へ申し出ていただければ、同意者名簿に掲載します。
- ・また、日々状況は変化していくため、同意をされなかった方へは定期的に、同意確認を行います。

Q4 自治区に加入していない場合は対象から外れてしまいますか？

- ・自治区の加入の有無は問いませんが、円滑な支援につなげられるよう、できる限り自治区に加入していただきますようお願いいたします。

Q5 個人情報の取り扱いに不安がありますが？

- ・市は関係法令、条例等に基づき適切に管理運用を行います。また名簿情報は避難支援の目的にのみ利用します。
- ・市は避難支援等関係者（自治区、民生委員等）に名簿を提供するとき、個人情報の取り扱いや適正な管理について説明を行います。

2 登録希望者について

Q5 対象には当てはまらないが、災害時には支援を希望したい場合、この制度に登録することはできますか？

- ・登録ができる方は、「災害時に避難行動をとることに特に支援を要する方」となります（例えば、老夫婦世帯や老々介護世帯など）。

- ・登録を希望される方で迷う場合は、よりそい支援課（34-6791）へご相談ください。
- ・登録を希望する場合は、「避難行動要支援者名簿登録依頼書」をよりそい支援課に郵送または窓口にて提出してください。依頼書は豊田市ホームページから、印刷することができます（自治区や民生委員の方が依頼書を持っている場合もあります）。

3 名簿への情報提供同意後について

Q6 情報提供に同意後はどうなりますか？

- ・自治区ごとに取り組み内容は異なりますが、例としては、避難支援等関係者（自治区、民生委員等）が見守りや支援を行うため、訪問等を行います。訪問時には避難支援を行う上で必要となる身体状況や地域支援者（ご近所で災害時の支援に協力してくれる人）をお聞きします。また、地域の防災訓練等を通じて、地域の支援体制の強化を図ります。

Q7 地域支援者がいない場合はこの制度の対象から外れますか？

- ・地域支援者がいない場合についても対象から外れることはありません。
- ・災害時に地域の助け合いが非常に大切であることから災害を乗り越えるためには日頃から顔の見える関係づくりに努めることも重要です。

Q8 身体状況が変わった場合や地域支援者が変更になった場合はどうすればいいですか？

- ・お住まいの地域の避難支援等関係者（自治区、民生委員等）、またはよりそい支援課にお伝えください。

【関連部署】

問合せ内容	担当課	電話番号
避難行動要支援者名簿制度に関する事	よりそい支援課	0565-34-6791
障がい者に関する事	障がい福祉課	0565-34-6751
介護保険に関する事	介護保険課	0565-34-6634
自治区に関する事	地域支援課	0565-34-6629
防災対策全般に関する事	防災対策課	0565-34-6750